

議会議員報酬に関する調査
特別委員会会議録

(平成29年 1月27日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 29 年 1 月 27 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員 長	山口 憲一郎	副委員 長	喜々津 英世
委員	浦川 圭一	委員	安部 都
委員	饗庭 敦子	委員	安藤 克彦
委員	金子 恵	委員	分部 和弘
委員	西岡 克之	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	河野 龍二
委員	吉岡 清彦	委員	竹中 悟

出席委員外議員

議長 内村 博法

欠席委員

委員 中村 美穂

職務のため出席した者

議会事務局長 中山 庄治
課長補佐 細田 浩子

議事課長 富永 正彦

本日の委員会に付した案件

議会議員報酬に関する講演会

開 会 9時30分

散 会 11時50分

○委員長（山口憲一郎委員）

皆さん、おはようございます。講演に入る前に、委員の欠席があつております。中村美穂委員がインフルエンザのために出席できませんのでお知らせをしておきたいと思ひます。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、第5回長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会を開会いたします。事件番号1、議会議員報酬に関する講演会でございますが、これまで特別委員会の中で調査の充実を図るためにも住民の意見聴取あるいは学識経験者からの意見聴取を行うということで進めてまいりました。本日は学識経験者から意見聴取ということで、議会改革関連の専門家であります山梨学院大学の江藤俊昭先生に議員報酬を取り巻く情勢と課題というテーマでご講演をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速ご講演に入りますけれども、講演会につきましては、別にレジュメがありますので、そちらをお願いいたします。それでははじめに議長からの挨拶をしていただきます。内村議長、よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。今日は住民の方、それから時津町議会議長もお越しいただきありがとうございます。今日は議会を代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。議員報酬につきましては、昨今、いろいろとマスコミで取り上げられておりまして、加えて政務活動費の不正受給、不正請求ということの不祥事もいろいろ報道されて、議会への不信を増幅させているという状況にあります。皆様ご存知かと思ひますけれども、長与町の議員報酬額についてちょっと触れさせていただきたいと思ひます。現在の長与町議員報酬額ですけれども、平成12年4月以降、改定されておられません。平成12年の4月以降ですね。また、政務活動費の支給はこれまではありません。この間、議会としましても、これまで報酬等について議論してきた経過もあります。しかしそのあり方について、一定の方針を示すことはできませんでした。このような状況の中、議員有志の皆様から長与町議会議員の報酬に関する特別委員会の設置の要望が議長宛に提出されました。昨年8月にです。これを受けまして、昨年9月議会におきまして、正式に長与町議員報酬に関する調査特別委員会を設置したわけでございます。これまで先ほど副議長から説明がありましたように議員報酬のあり方、それから参考人のご意見の聴取など、これまで計4回にわたり活発な議論を重ねてまいったところです。また並行しまして、議会に対する町民の意識調査も実施しまして、議員報酬に関する部分も御意見をいただいております。

今回の講演会は学識経験者によります専門的な知見を得るため、山梨学院大学江藤教授にご講演をお願いし、快くご快諾いただきまして、今回開催した次第です。今日はお忙しい中、先生におかれましては、西の果て長崎までお越しいただき誠にありがとうございます。結びに当たりまして、本日の講演会が実りの多いものとなりますよう心から御祈念申し上げまして、私の挨拶といたします。それでは先生よろしくお願いいたします。

す。

○委員長（山口憲一郎委員）

どうも議長ありがとうございました。

それでは講師の紹介を事務局の方からお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

おはようございます。それでは事務局の方から講師の紹介をさせていただきます。本日の講師、江藤俊昭先生について簡単にご紹介をさせていただきます。先生は現在、山梨学院大学法学部養成学科教授同大学院社会学科研究課長同院教授で地域政治論、政治課程論をご専攻でございます。あわせて、地域課題を研究し、そして政策提言をするローカルガバナンス研究センターのセンター長としても御活躍でございます。また、全国町村議会議長会研究会委員、三重県議会議会改革諮問会議会長、内閣府第二十九次、第三十次地方制度調査会委員などの公職を歴任され、市町村アカデミー全国市町村国際文化研究所をはじめ、全国都道府県議会議長会、各都道府県議会、各市町村議会等と、全国各地で講演会、研修講師としてもご活躍でございます。レジュメの方にも先生の御紹介を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で講師の紹介を終わります。

○委員長（山口憲一郎委員）

ありがとうございました。それでは、早速でございますけども、講演に入らせていただきますと思います。先生よろしくお願ひをいたします。

○江藤俊昭君

改めましておはようございます。今ご紹介に預かりました山梨学院大学の江藤です。よろしくお願ひします。一番西ですかね、こちらが西とかじゃないですもんね。平戸あたりが西なんですかね。どこが日本の中心かってよく分からない。山梨県に中央市というところがあって、自分達が真ん中だといってるんですが、そんなことないと思うんですけども。いろいろとあると思います。来週、西なのか、やっぱり南なんでしょうけど、沖縄の方に。議会改革をどうやって進めていくかという時に、住民福祉の向上につなげていかなきゃいけないという話をお話を、来週させていただくんですけども、今日は、時々お邪魔しているこちらでお話ができることをすごく光栄に思っています。今日は他の議会の議員の方とか、住民の方もいらっしゃるということで、どのあたりでお話をしているのかと悩むところもあるんですけども、一応こちらの研修だということで、時々質問をしながらお話をさせていただきたいというふうに思います。それで、今議長、そして委員長からもありましたけども議員報酬の問題がすごく議論されてる、テーマで、その委員会として呼ばれてるんですが、私はいくつかレジュメを用意させていただいてるんですけども、レジュメが一枚、それから資料の1からずっとあって8くらいまであるんですかね、そして資料の最後、別に問われる議員定数、報酬という資料を出させ

ていただいて、全部で3部構成になってるんですね。そういうことになってると思いますので、資料を、レジュメを中心にしながら、そしてこの資料を見てくださいと言いますので、お話をさせていただきます。繰り返しになりますが、レジュメが一枚、裏表です、その他に資料として二つ綴じられています。よろしいでしょうか。これを見て議論していきたいと思います。

それで、今日は報酬の話なんですけれども、報酬の議論というのは本当の事を言うと、皆さんにとっては凄く大事な事かもしれないんですけど、上げようが下げようが、正直言ってどうでもよかったというような言い方をすると怒られるかもしれないんですけど、従来の議会のように閉じられて、閉鎖的で、そして質問の場だけに、自分の思いを独白のような質問の場だけになってたり、あるいは追認機関といいますね、追認機関になってる議会だったら、上げようが上げまいが、どちらでも良いかなというふうに私は正直思っていました。ですが、今日、問題意識として今日、いわゆる議会というのは凄く大事になっている。今までももちろん大事なんですけれども、政治の力というのは、先ほど平成12年から報酬上がってないと言われましたけど、平成13年の地方分権一括法という耳にタコができるような言葉、まだまだ課題はあるんですけども、地域経営の自由度が凄く増した、今まで半分くらいは国の仕事をやらされていた、都道府県においては7割から8割も、知事が国の機関として動いていた時代から、全部それぞれの自治体で責任持ちなさいよと。もちろん縛りはありますよ、今でも。そういうふうに舵が切られていくとなると、政治の力って凄く大事になってくるわけですね。今までは決められたことを執行すればいい、だからとやかく言うような住民の声なんて聞かなくたっていい、議会の声なんて聞かなくたっていいというのが基本的なトーンだと思うんですね。それが地域経営にとって、それぞれの地域の課題をえぐり出して、そして調整して統合して方向付けるという、そしたらまた政治のあり方が凄く大事になってきてると思いますけども、その政治の中でももちろん首長は今まで、町長は今までもリーダーとしてやってきましたけども、それと同時にその国の顔を見るのではなく、地域の方向に見ていく、町長も。同時に多様な意見を吸収していける議会というのはすごく大事なことだと思うんですね。これはみなさん当たり前のことだと思う。合議体だから、いろんな人たちがいるからです。ついでに言えば、そうした今までも確かにあった権限なんですけども、まさに地域経営の自由度が高まってくれば、すごくその役割って大きいんですね。私は研修の時に、通常終わりの方とか半分くらいの時に言うんですけども、私がよく言ってるのは議決の前の日眠れるんですかって、例えば、議会にはすごい権限があるんですね、最終日ですか、こちら、議決っていうのは。最終日ですね。最終日に議決してることを思い出すと、町民の方もいらっしゃるんですけど、地域経営にとって大事なことは皆議会が決めてるということですよ。例えば地域に密接に関係する条例、自治体の法律ですよ。これは誰が決めてるかっていうのは、議会が決めてるわけですよ。それから自治体ってお金で動いてますから、お金、ここはおいくらくらいですかね、一般会計は。

120億くらいですかね。私、分からないのが、皆さんが120億ってどういう感覚で議決されてるかなって。私自身は10万円を超えると感覚ないんですよ。100万円だろうと1千万だろうと、すごいお金だなと思っちゃうわけですよ。一応10万円くらいは何とか私、小遣いというか、一応持つてるつもりでいるんですけど、一応分かるんですが、120億ですよ、一般会計。それ以外の会計を考えたら、それを皆さんが決めちゃってるというね、すごい権限を持つてるわけですよ。それから、例えば、市町村合併をすとかいろいろありましたけれども、そういうような時も誰が決めているか、議会ですよ。あとは契約、財産の取得・処分、これだって政令基準というはありますけども議会が決めてるわけですよ。すごい権限をお持ちなわけです。もちろん議会だけがという気は無いですよ。議会だけがっていう気はありませんけれども、最終的に議会が責任を持つと。だから私は、必ず研修の時には議決の前の日眠れるんですかって、あるいは半年前、一年前、あいつが反対したからつい賛成しちゃったけど、あいつの方が正しかったなって、夜うなされて起きることが一年のうち何日くらいありますか、そういうふうに関心することにしてるんです。今日は答えなくて結構ですよ。それだけ重い権限を持つてるわけですよ。だからそれをどのように活用していくか、どのように作動させていくかどうかというのが地域経営にとってはすごく大事なことだと思うんですね。だからそれを作動させていくために皆さんのところは議会基本条例を作りながら、住民にこういうことをやっていくんだよということを明確にして、小さい声で聞こうかなと思うんですけど、議会報告会って本当は議員の方はやりたくないんですよ。どこからどんな話が出てくるか分からない。意義としては、住民の声を聞くというはありますけど、どこから来るんだろう、やだな、でも新しい自治を作っていくためには、議会報告会というのは大事なんだよと、ちゃんとそれを進めることが住民の福祉の向上のためになるし、地域の民主主義をつなげていくんだという、そういう決断をされているわけですね。ようやく、ここは早い時期だったと思うんですが、ようやく1700自治体のうち、800自治体が議会基本条例を制定してますけども、作ったら終わりというところが多いですね。作ったら終わり。でも、こちらでは、いやいやながらとは言わないですよ、いやいやながらとは言わないですけど、議会報告会をしっかりとやって、自治のために住民自治を進めていこうとされてる。そういう状況の中での条件整備、つまり報酬とか定数とか、それだけじゃないんですね、議会事務局とか議会図書室とか、こういうものを全体、トータルに考えていく。さらにはもうちょっとパワーをアップしなきゃいけないときに資源が限られていけば、住民の助けだって借りていいわけですよ。そういうふうなトータルな議論としてようやく考える時期に来てるんじゃないですかという。だから、報酬とか定数とか、今回は定数は無いでしょうけども、取り出してね、ここだけで議論するというのはなくて、どのような町を作っていくか、どのような地域経営を行っていくか、自治を進めていくか、そこにおいてこうした条件の議論が出てくるんですよ。だから、従来だったらどうでもいい、失礼なことを言いましたけども、まさに、今日、

住民自治をすすめていく上で、どのようなことが大事か、どのように進めていくのか、そのための条件として報酬や定数の議論を一緒に考えていきたいというふうに思います。結論から言いますと、無いんですよ、科学的な根拠。根拠は無いんですよ。よく、私はいろんなところでいろんな事を言うと、先生がこういうことを言ったからと、これが絶対正しいということは無いんですよ。だからそれを示しながら、住民と一緒に語って、この水準で議会はやっていきましょうよということだと思います。基本的に私は、後から結論詳しく言いますが、先ほどから言ってる、従来の議会とは違った議会を目指すような条件整備として考えてほしいよということなんです。だからそこではキーワードとして、行政改革と議会改革は全く違うんだという、行政改革と議会改革。行政改革は効率性重視、削減ありきだって良かったわけですけども、それを議会改革というのは、無駄は省いた方がいいんだけど、住民自治を進めていくというんですかね、地域民主主義を実現していく、そういうような事を、まずは考えていく必要があるかと思います。それからもう一つは、こちらでは平気なのかもしれないですが、ちょっと詳しく聞いてないですが、なり手不足問題というのが町村ではすごく多いんですね。前回、この間ずっとそうなんです、統一地方選挙では二割以上が無投票当選になってるわけです。このなり手不足、いろんな要素が考えられます。やはり活動量、これからどんどん活動して、時間がたくさん、潰れるとは言い方が悪いのかもしれませんが、時間をいろんな形で使わなきゃいけない。そのときに見合ったある程度の報酬というのがないと、どうしても、なかなかそこへ入れない。立候補しようとしなくて、というふうなこともあるんじゃないか。だから持続的な民主主義を考えていく上で、私は報酬だけだとは思いません。やりがいもそうだと思いますけれども、報酬だけだとは思いませんけれども、そうした持続的に、そういう議員なるようなシステムを作るという意味でも、報酬の問題というのもですね、条件整備も含めてなんですけども考えていかなきゃいけないかなというふうには思っています。そういうふうなこととして、少し考えていきたいと思います。

資料1というのが、皆さん当たり前のことかもしれないんですけども、確認の意味で、出していただきたいと思います。これは地方自治の揺れという、これは日本の制度、先ほど言いましたように議会に権限があるんですけども、なかなかそれが今まで果たせなくて、ようやく動き出したんだよというふうなことなんですけども、これ両極で揺れるんですよ。憲法で地方自治というのは議会の議員だけではなくて、これ来週あたりの、ある新聞の論評のときに、図を使うというので。私できないんですよ、理屈をいろいろ偉そうなこと言うけど、図を書けないので学生に飯おごるから図書けと言って書かせた図なんですけども、住民が議会を選ぶ、議員を選ぶだけじゃなくて首長も直接、長を直接選ぶ。町長を直接選挙するという形になってますが、両方とも揺れるんですね。これどうということかと言うと、一つは①癒着と書いてありますけど、議会と長が本来は緊張関係にあるものが、癒着というんですかね、基本的に追認機関化して融合しちゃって、長が言うことならば何でも聞きちゃえみたいな話というね。あるいは、議員はそう思っていない

ですよ、何でも聞いちゃえじゃなくて、私が言ってるからちゃんと長は答えてくれる、そういうふうに思い込んでいる、でも結果的には公開の場で緊張関係にならないんですよ。だからこういうのを癒着というんですね。監視機能が働かないというような側面にも可能性がある。それからもう一つ。ここに近いんですか、阿久根市って。鹿児島ですもんね。あそこまで思い浮かべる必要はないんですが、議会と長が対立構造になるという、それは長とそれから議会がそれぞれ選ばれ方が違いますから、対立する場合だってあるわけですよ。これを意図的に作り出すというような、そういう方々が登場したというのは、そんなに古い話じゃなくて、例えば橋下前市長とかね、河村さんとかってというのは、こういう感じでやったんじゃないですかね。こういうふうなことです。これだと、不毛な論争が対立して住民にとって良くないんですね。だから、日本の地方自治ってというのは難しいんですよ。議会と町長がそれぞれ直接選ばれる。だから、それぞれ同じような方向を、癒着してもいけないし、激しい対立でもない、だから適度な緊張関係を持つてることが住民福祉の向上につながっていくんですよ、という、こういうふうな。難しいんです、この選択。この選択を一応念頭に置いて、日本国憲法も決まっています、地方自治法も決まってる。でも今までは両極に揺れるんですよ。なかなか、しかも議会がなかなか登場できない。先ほど言いましたように、機関委任事務みたいな、国の事務を町長がやらされてたら、常に国の方ばかり見て、住民や議会の方なんか見なかったわけです。それがようやく見ることによって、議会と町長が緊張関係になることによって住民の福祉の向上につながっていくという、こういうふうなことがようやく生まれてきたと思います。それをみなさんの議会基本条例の中には明確に打ち出したわけですね。議会基本条例。いろいろあると思います。これできて何年経ってるんですかね。4年くらい経ってるんですか。4年くらいですね。それを実践する中で、繰り返しますけど、例えば皆さんの緊張関係というのは、もう一つ二元的代表制と書いてますけど、議会と首長は正当性では対等。ここ注意してくださいね。よく本の中に、本を読むと、議会と長は対等であると書いてあるんです。正当性では対等というのは、両方も住民が選んでるということでは対等ですよ。でも、正確に言うと、権限は議会にあるんですよ。権限は議会。でも、実質的にはどうかというと、町長の方が人も多いし、財源も持つてるし、予算の編成権があるから実質的には町長の方が強いように見える、この関係というのは、もう一つ常に考えていかなきゃいけないんですが、対等である、正当性では、というのを入れないと、おそらく間違いだと思います。そういう本が出てますので注意してもらいたいと思います。

次です。政策過程全体にわたって議会と町長は政策競争を行う。町長は提案、議会は議決する、執行は町長、そして監視は議会という役割分担論ではないんですよ。全部にわたって、議会が関わる。政策提案も一緒に行っていく。そして議論する場というのは議会は大事ですよ。決定ももちろん大事ですよ。議会だけじゃないんですよ、町長の規則制定権があったり、あるいは専決処分、専決処分であるんですか、まだ。後で1

80条専決とあるんです、専決処分。180は軽いやつなんですよ、議会が認めるよと。179条というのは条例とか、予算とか、補正なんかですね、専決ですることありますね。だから、こういうのを179条に。180は軽微な方ですね。179というのは重たいんですが、そういうのもいまだに、後で読んでもらえれば本当はできないはずなんです、いまだにやってるんですね。ともかく決定というのも議会だけではない。そして執行というの、例えば議会として、執行ってほしい町長がやるんですけれども、執行っていったって入札に関わる条例なんていうのも議会が決めることができるわけですね。あとは契約だとか財産の取得、処分。そして評価、両方ともやりますね。政策過程全体に関わる。もう一つのポイントは、政策過程に全体にわたって住民が関わりますよというのが日本の地方自治制度なんです。国政とは違うんですよというのが入ります。こういうのをまわしていけるかどうかというのを議会基本条例に皆さん書かれてるわけです。みなさんここ書かれて実践されてるわけですね。議会基本条例は、住民に対するマニフェストなわけです。だから私は、従来とは違った議会のあり方が、議会基本条例の中には明確に書かれている。閉鎖的だったものを住民に開かれ、住民と歩む議会を作っていく。そして質問の場だけだったものを、議員間の討議で論点を明確にする、そして合意が形成される場合もあるようなことを打ち出す。そして、それらを踏まえて、追認機関ではなくて、しっかりと政策競争を町長とやりましょうよね、こういうのが明確に議会基本条例の中に書かれているということですね。だから私は、こちらも早かったと思うんですけれども、議会基本条例というのが出来てからまだたった10年なんです。全国的に出来てから。当初は、こんなものかと、今から10年前は3つだけだったんですね。それが800まで広がった。自治的な条例でここまで広がったというのは凄いことだと思います。議会のあり方を住民に示す、ちょっと言葉は変な言い方ですがマニフェストなんです。透明性を増すわけです。だから私は、新しい議会が登場したということで、議会改革の本史、本当の歴史によろやく日本の地方自治は突入したんだと、日本の地方自治が本当の歴史、本史に突入したんだという言い方をしています。従来は対面式議場にしましょう、情報公開しましょう程度だったんですが、今、本体部分に入ってきたんです。今、私が話をして、時間の関係で省こうかなと思いましたが、原則的なことを、住民の方もいらっしゃるので、ちょっと原則的な話をすると、これは北海道の栗山町が始めた議会基本条例なんです、あるいは長与のここの議会基本条例の中にも書かれてますけど、独特なもの、特殊なものじゃないんですね。日本の地方自治のあり方を素直に考えていった場合に、今お話をしたような方向での議会改革になるわけです。例えば、議会の議員を選ぶ。直接ですね。それから町長を直接選ぶというふうになると、議会と長が別の考え方を持たなきゃあまり意味ないですね。だから緊張関係になりますよねという話ですよ。だから、追認も癒着も激しい対立というのも想定しているわけではないわけですよ。極度の緊張関係、そして議会が責任を持つ、政策競争を行う。そのためには、質問も大事なんだけど、議会として町長と違うこと、

違う方向での角度から意見を述べるということも大事なんですね。あるいは決議をするということが大事なんですね。町長とは違う角度から。だから、質問の場だけではなくて、議員間でしっかり議論しましょうよねという議論になっている。そして国政は、一度選ばれてバッジを付けたら、全国民の代表になるから、自分の良心に従うんですよ。でも、地方自治体は常に住民が関わっていくことが原則にあるんですね。だから、リコール制度もあるし、それから条例を住民が提言することもできるという、そういう直接民主主義の制度がかなり入ってるんですね。そうすると、地方自治における議会というのも、住民参加というのは常に行う必要がある。だから議会報告会だとか、それからこちらでは参考人制度とか公聴会みたいなのを考えられてると思うんですが、そうしたものを積極的に活用する。だから何度も繰り返しますように、住民と歩む議会を作っていく。質問の場だけではなくて、議員間討議を行う。そしてそれを踏まえて執行機関と政策競争、こういうものが地方自治の原則であるから、栗山町が作っただけではなく、長与町が作っただけでもなくて、全国に大きく波及してきたわけですね。これが、今の状況だと思います。

ここからです。ようやく議会改革の本史に突入して10年なんですよ。たった10年ですよ、日本の歴史の中で。ただ、住民の方からすれば、当たり前なんですね。何で今まで開かれてなかったの。議会というのは議論する場じゃないの。追認機関だったわけ。もっとちゃんと議会としてやってくれよという話ですよ。長与町だけの話じゃない、一般論をしてるわけですけど、今言ったことなんて住民からすれば当たり前のことなんですね。私たち研究者からすると、凄いやね、こういうような発言をする。あるいは、議員の方もここまで舵を切ったというのはすごい苦勞なんですよ。苦勞した。でも住民からすれば当たり前なんですね。だから私は、そうした新しい議会改革の方向をしっかりと住民の福祉の向上につなげていくという、議会改革の第2ステージなんですね。政務活動費が無いんでしょ、ここ。自費で買ってるんですか。図書室に置くとかね。図書室に私の本がありました。でもあれ基本的に図書室と呼べるのかな。ちょっと横道に逸れて、これ最後に話そうと思ったけどここで喋っちゃいますけど、議会事務局っていうのは法律上は任意なんですよ。ふざけるなと思いますけど、私は先ほど言った国の審議会の時に、議会事務局が任意なんてありえないでしょうと、議会がんばってるのに。都道府県は必置なんですよ、必ず置かなきゃいけないんですけど。市町村は任意。条例で定めて設置する。ふざけるなと私は言ってるんですけど誰も乗ってくれない。私は委員長のように人望が無いから、シーンとなって、それだけで終わっちゃうということがあったんですが、それに対して議会図書室というのは必置なんですよ。地方自治法の100条に議会図書室を作らなきゃいけないと、でもあれ、法律違反じゃないかなというね。中に入りますと、ちょっと本が置いてあるというね。ついでに喋っちゃいます。議会図書室ってどうしても、今監視能力や政策提言能力を高めるために、そういう専門書を置いたり、あるいはレファレンス機能をやるために、例えばこちらの町立図書館の司

書と連携しましょうという、これはこれで大事です。やってください。そしたら、あの図書館でも元気になりますよ。

私がもう一つ言ってるのは、横道に逸れたついでに言いますが、地域の課題は議会に集まっているんですよ。みんな行政の方に集まっていると思うんだけど、例えば議事録あるでしょう。今、この議事録って公開してるとは思いますけど、場所としてあるのは公民館なんかにも置いてるんだと思います。議事録でしょ、委員会の議事録なんか置いてないでしょ、公民館に。委員会の議事録、だって委員会で議論してるんだから。だから、議事録が集まっているでしょう。二番目は、視察するでしょう、皆さん。視察。委員会で視察されてる。その報告書がありますよね。そういうものっていうのは、大事な事なんですよ。視察の報告書。それからもう一つは陳情、請願というのがありますよね。でも図書室に置いてないと思うんだけど、そういうものっていうのは、今現在地域において課題となっているものは全て入ってるわけです。議事録も視察も。それから陳情、請願。あるいは将来課題となるようなものっていうのは、ここに集まっているわけですよ。だからそういうものを、例えば地域の人たちが何か課題があるんだよと、今までどういう考え方をしたかなという、ネットで見ることも大事ですけど、そこに行けば地域の課題を発見できるという、そういうような場として議会図書室って大事ですよ。だから、私の本を個々の議員買わなくて結構ですけど、図書室には置いといてもらうという、余計な事言ってますけど。

ともかく、そうした住民自治をさらに、第2ステージ、バージョンを上げなきゃいけない。住民の福祉の向上にどういうふうに役立ちました、ここが説明できなきゃいけない。私は議員の活動というのは住民の声を聞いて、議案を精読して、質疑を行ったり、これすごく大事な事です。でも、その議員の活動を住民の前に示すこと、と同時に議会としてどういうことを今まで住民の福祉の向上をやってきましたかということ、説明するということが不可欠だと思うんですね。そういう流れの中で、繰り返しますが、ある意味では議会基本条例に載ってるっていうのは形式なんです。手続きなんです。こういうふうにしましょうよって。でもそろそろ、みなさんがそれを動かしていく中で、それを住民の福祉の向上にどういうふうにつなげてきたのか、それをどういうふうに住民のためになったかどうかを示すこと、こういうことが第2ステージではすごく大事な事なんじゃないですかということだと思うんですね。

ようやく、私は今から定数の話にいきますので。前振りが長すぎました。ここがでもポイントなんです。それで、レジユメのほうの(2)になりますけど、1の(2)は終わったことにします。繰り返しますが、議会基本条例を作動させて住民の福祉の向上に役立っていきましょうよね、ということなんですけど、検証する必要もあるんですね。

もう一つ、(3)です。今議員のなり手不足というのが全国で、こちらでも、この間の選挙では2人、16人が18人でしたよ。でも選挙があっただけまだいいですね。町村、2割が無投票当選だということなんですけど、私この間、長野県の飯綱町と

いう、なかなか素敵な頑張っているところがあるんですけど、議員報酬とか定数で住民の前に出て説明会を開いたんですよ。その時に叩かれるかなとかって思いながら私が基調講演をやったりしてたんですが、ある人は定数の話で、こういう言い方をしてる。何でもここまで下げてるのかと。私はちょっと意味が最初分からなかったんですけど、下げると議員が当選する得票数が上がっちゃうというんですね。そうするとなかなか立候補、いままで2000票だったのが、議員定数を減らすと2500、3000必要になっちゃう。それ結構きつんだよねという話を。だからもう下げないで、あるいは上げろという人が、住民の中からでてきた。そうなんだ、そういう考え方もあるのかっていうふうに思いましたが、なり手不足ってすごく大きな課題で、これは下げればいいのかという悪循環になるのが一般的なんですよ。もちろん定数の問題だけじゃないんですよ。報酬の問題とか、あるいは議員が尊敬されてないという地域だったらなかなか出ないですよ。出られないですよ。あるいは議会があまり住民のためになってないようなところっていうのはなかなか出にくいですよ。だからそういう意味で、私は報酬だけではないと思いますけど議員のなり手不足って言うのが、もう一つの、緊急性、変化をちょっと見て、緊急性がある問題ですよ。地域の変動というのがあるんですが、たとえばこちらは人口が極端に減らないと聞いてますが、珍しいところだと思いますね。そうは言ってもと思うんですが、例えば自営業とか、農業者、それから高齢者が増えてくると、なかなか地域が活性化しないので、なかなか議員のなり手が無いっていう状況はあるかと。でも、地域おこし協力隊だけじゃないんですが、そういう人口減少だとか地域が衰退するという中で、住民が今いろんな事で頑張っているところというのが現れてる。その中でリーダーが育ち、議員を出していこうという動きも出てきてる。だから、従来衰退衰退の歯止めだけだったんですが、もう一つ新しい動きが出てきて、そのリーダーを議員にしていこうという動きがある。もう一つは、議会自体が、従来追認機関化していたらなかなかそんなところ、尊敬も、忙しいのに、忙しくいろいろやってるのに尊敬されないのにやりたくないよ。それが、議会っていうのは大事だよなって、そういうふうなやりがいがある仕事になってきてるのではないだろうかという議論がありました。

それからもう一つ。条件整備のところ、2年前に統一地方選挙ありました。その前ですよ、特に定数とか報酬の削減を行われた。ここまで来たかくらいなっちゃったんですね。それで、もうやってられないということで、ここ数年、報酬を上げるようなところも出始めてます。おそらく、そういう議論の一つとしてここでも報酬の問題を考えていきましょうよねというところがあると思うんですね。私は今日、少し持ってきて時間があればもう一回予習をして考えようと思ったんですが、重たいのを持ってきたんですよ。例えば、去年の10月15日に行われた、飯綱町が、定数、報酬を住民の前に示す、私達はこんな活動をしてるんですよと、なぜ今人手不足なのかを分析した上で、そろそろ考えていかなきゃいけないですよと、ホームページに載っているとおもいますが、10月15日、長野県の飯綱町の住民に配布した資料です。これも私基調講演やっています

けども、そういうことなんですね。その他に、たとえば私のところに送られてきたのは、北海道の浦幌町という、十勝です。十勝の一つの町なんですね。私は十勝の芽室町というところはよく行ってるし、ここの人たちとも話してるんですが、議員が、この間の選挙の時に定数しか出なかったんですよ、立候補者が。無投票当選になっちゃった。これは問題だと、なり手不足をどうしていこうかという中で、いろんな提案をしてるんですね。若い人が企業を起こすようなときに、議員になるときに補助金払っていいんじゃないかみたいなのところとか、補欠選挙というのは、地方公共団体の選挙の時だと、首長が行われる時に補欠というのはあり得るんだけど一般の選挙のときにはできないことになってるんですが、法律改正をしましょうよとかってあるんですが、ここでは浦幌方式の報酬を決める決め方をここで書かれてるんですね。読むと、全国町村議会議長会のものを応用しながら、町長の何%という議論をしています。結果的には町長の報酬の40%くらい、町村議会議長会のモデルは30%だったんですね。一般議員はね。報酬を、いろんな活動を自分達で分析する中で、とりあえず今までのデータからすると、町長の40%じゃないと、後からお話をする会津若松方式の応用です。でも彼らは浦幌方式って呼んじゃってるんですね。それからもう一つ、京都府の精華町の報告書が出てます。町村議会議長会の会長をやられてたところだと思うんですが、ここはいろんな活動を一緒に、ばあっと送られてくるんですね。災害時における議会の対応規定だとか、こちらあると思うんですが、決算審査、事務事業評価の報告書とか、総合計画をどうやって修正や提言してるかどうかとか、いろんな報告書と一緒に資料が来てるんですが、ここでは議員活動を分析したら、やっぱり町長との比較で言うと50%弱。だから当初20数万かな、正確には後から読みますけど、上げるとすれば40万近く貰う必要があるみたいな報告書、これはこれで一つの考え方かなと思いますけれども、どういう考え方でそれを出していくかどうか、いろんな考え方があるということです。私がここでお話しをしたいのは、特に町村が、やっぱり先ほど言った新しい議会を作り出すという側面と同時に、なり手不足というのに本当に危機感を持っているわけです。だからその分析としては、かなり時間をかけて、こういうことをやろうとする、だから両側面あるわけですね。第2ステージの中で、しっかりと議会改革をやっていくためには条件が必要なんだと。もう一つ、なり手不足のときに、いろんな要素があるんだけど条件が必要なんだと、早急にそこを議論しなきゃいけない。だから町村は必死ですよ。だから曖昧な形で、ここぞとばかり上げたらやっぱり住民から批判を浴びますよ。だからそれなりに、ちゃんとした根拠を示していくことだと思うんですよ。それやっちゃったのが富山ですよ。それやっちゃった、というのは否定的な意味で。

私は去年、去年おそらく9月から政務活動費問題というのが、不正受給問題が出たんですが、私が呼ばれたのは7月か8月なんですね。私は基本的には政治的なところには出ないことにしてるんですが、そこが住民、市民が主催しているというので、一応行ったんですが、そのときの理由は、議員報酬を70万から80万に上げるっていうんです

よ。何も市民の声も聞かないで、という。報酬を上げるときは、通常は、議会はお手盛りになるので、議会が勝手に議員報酬条例を決めないというのが原則になってるんですね。お手盛りって言われるんですよ。そのために、私は別に自治省とか総務省が好きではないんですが、お手盛りにしないために特別職報酬等審議会にかけて、そしてその答申を受けて町長が提案するという構図になってるんですね。ここでちょっと言いたいのは、じゃあそれをやらなきゃいけないかと、一応やるというのがルールです。じゃあ議会側から出しちゃいけないかという点を出しても構わないです。それは議会のほうが独自に調査をして、私達はこう思いますよというものを町長に提言して、町長の方がそういうふうなルールに乗せてやるということが必要。今まではなかなかそういうふうな事がなかったんで、是非、議会として附属機関を置くとか、特別委員会をやって、しっかりと理論武装をすることが大事だと思いますが、じゃあその報酬等特別委員会を作ればいいのかという点、議会と町が仲が悪かったら絶対上げません。仲が良かったら上げちゃう。富山の場合は独特な市長なんで、なんともいえない所があるんですが、70万から80万を上げるかと、こういう時に、説明も無く。だから住民が問題にしたわけですよ。先生、報酬とか定数についてとかって、そういう条件について、どういう原則で考えるかって、来てくれっていうから、行って喋って来た。その後ですよ政務活動費の問題、ちょうどその時に、北陸新聞、女性の若い記者が、そのときの議長に、議長じゃなかったかな、最大会派の力強い人に、ノートと、取材メモを取り上げて、倒されて怪我してるんですよ。謝罪も無い。そしたらその新聞は、通常あまり言わないんですが、怒って調査を開始したんですね。そういう時に、私がちょうど行ったという、そういうことですけど。報酬額が、とやかく言う話じゃない、ちゃんと説明できる根拠を示さないとね。そして今お話をしたように、議会は動くかというだけじゃなくて、住民福祉の向上につながる議会をどういうふうにしていくか、これがないと、報酬というのは勝手にやってるんでしょみたいな話になると思います。その意味で、こちらが動くことについて、やろうとしていることについては、私はよく理解できるんですね。住民のアンケートを取りましたよ、住民の声を聞きましたよ、専門的な知見でね、私が良いかどうかはともかく、そういうものを呼びましたよというのは、一つの方式だというふうに思います。では具体的にどういうふうなことをすればいいかということについて、少し考えていきたいと思っています。今ちょうど、レジュメには書いてないんですが、今後の手続きだけ、中味は今からお話をしますが、手続きの話をする、今言ったように、特別職の報酬等審議会というのが開かれながら、そこから答申が出て報酬についてというのが条例で議会の方に出て、これが普通の議会です。もう一つ、じゃあ議会側は何もやっちゃいけないかという点、昔はお手盛りで勝手に上げてたから問題になった。条例を勝手に議員が出して、そして上げちゃうというのが問題になった。私は今、皆さんがやられてることで大事だというのは、まず議会として考えていきましょう、どういう議会を作るのかということと連動させて、そして条件を作るという、特別委員会を設置

された。これは凄く大事なことです。あと、それと同時に住民の声を聞きましょうよということが大事です。ただ、住民の声といっても、いろいろいるんですね。それをどうやってまとめていくかという。だからアンケートをとりました、参考人やりました。専門的な知見も活用しました。これすごく大事なことです。あとやり方として、例えばここは議会モニターってありましたっけ。ここはないんですね。よく議会のことを知ってる人達に、例えば、ちょっと時間の関係で今回は無理かもしれないんですが、議会モニターっていう、議会をずっと傍聴してて意見を言ってくれる人、そのようなもの。議会日よりモニターでもいいんですけれども、そういう人達を中心にしながら住民の議会改革についての諮問会議を、付属機関みたいなものを置くということも考えられたわけです。例えば、議会改革で最近有名になってる北海道の芽室町、これも十勝です。芽室は6人、5人だったかな、議会改革諮問会議というのを作って、住民の方が5人入って、いろんなことを諮問してるんです。例えば通年議会はどうですかとか、議会改革のあり方はどうですかとか、定数はどうですか、報酬はどうですか、いろんなことを議長が諮問をしています。そして出てきたものは、よく議会を知ってるんだけど、今のままじゃだめですよと言うんです。今頑張ってるのは分かります。でも将来こういうふうな議会になってくれよという期待を持って、それで活動するような報酬額が必要なんです、という答申を出してるんですね。私はその時に期末手当を無くすって入ってたんです、そう来たかというふうに思ったんですが、よく読むと年俸制にするというんです。年俸制にすると、報酬ではなくて歳費という名称になるんですね。その金額を見たら、今までの金額よりは高くなってますよ、提案が。今これから新しい議会を作ってくれるためには、少なくともこのくらい必要なんだという提言なんですね。こういうようなモニターおよび議会改革諮問会議のやり方もあるし、という。おそらく今回、短期的には難しいかもしれないので、やはりある程度固まったら住民の前で説明するという、飯綱町のような、住民の前に出て行って、しっかりと私達はこういう根拠をもって、こういう考えです、みなさんどうですかって言うんです。いろんな考え方があると思うんですけれども、この間飯綱とか行った時には、あるいは数年前に真庭市なんかで基調講演の後に、質問を受けた中に、別に下げなくたっていいでしょという住民の人達が多かったのに正直びっくりしましたけど。真庭にはオンブズマンの方がいらっちゃって、私は最後来るぞと思いながら、どういう発言するかなと、議会がしっかりと、住民の福祉の向上のためにやってくれるなら下げなくたっていいでしょと、オンブズマンの方が最後語ってたのが凄く印象的でした。要するに、報酬とか定数とかっていうのは、それだけ切り離すという話じゃないんですよ。そのような住民自治を作っていくかという、どのような活動をしていくかどうかということが明確にならないといけないということを私は言いたいんですね。さて、そこで、今手続き上そういう、いろんなことを考えられて、基本的にはかなり先駆的なことをやられてるなという印象です。別に委員長と仲が良いから褒めてるわけじゃありません。全国を見て、それは基本的に新しい動きだと

いうふうに思います。

さてそれでは、今日の本当の本筋に行きますが、二番目です。議員報酬を巡る最近の動向。これ、資料とかがあるんですが、それだけ読んでるとちょっと時間がなくなるのでポイントのみ話します。議員定数、それから今回は報酬なんですが、定数問題と密接に絡んでますので定数も読みますが、議員定数を住民投票で、と書いてあるのあります、資料2、いいですか。山口県の山陽小野田というところがあるんですが、今から四年くらい前か、五年くらい前ですかね、議員定数削減という住民投票でやったんですよ。24名の議員定数を20名以下にするという住民投票なんですね。私はすごく腹が立ったんですよ。結果知りたいですか、まず。分からないんですよ。開票しなかったんです、50%条項で。だって税金払って住民投票やったんだから、開票しろよなど。結論から言うと、皆さんご存知だと思います。条例に基づく住民投票は拘束力が無いんです。決定にならないんですね。曰く、世論調査と同じなんですよ、政治的な影響力はあってもね。50%であっても、どういうふうな意見があるかどうか示せよと思うんですが、わからないんですよ。私が言いたいのは、私は自治の切り売りだと言ってるんですね。自治の切り売り。定数は、定数だけで議論するな、定数というのは議会運営と密接に関係する。定数というのは、議論できるというのがポイントになってくると思うんですが、定数を、議会運営と密接に関係するものを切り離すなよ、だから例えば、住民投票で、私はどちらかと言うと、住民投票賛成派なんですね。住民投票って危ないんですよ、本当言うと。気分流されちゃったり、あるいは大事な決定というのは二者択一でいいかどうか、いろんな条件が絡まったとき、これでいくかどうか、その条件も議論しなきゃいけないんですよ。だから危ないんですよ、住民投票って。でもどちらかと言うと住民投票派だと思うんですが、この私が怒ったんですね。してもいいけど、議会運営と密接に関係する議会基本条例の中に定数を入れて、どのような議会を作るかどうかで議論しよう。そして、議会基本条例じゃなくて自治基本条例みたいなのがあれば、自治基本条例、自治体の憲法の中に議会条文をたくさん入れて、その中に定数を入れて、住民投票でやるなら分かる。なぜならば議会というのは住民自治の根幹だからですよ。だからそれなら分かるけど、定数だけ切り離すなよなど。自治の切り売りか、という。影響力無かったけどちゃんと住民投票やられましたから、はい。そういうことだと思います。

それから、報酬だけを取り出すなということですよ、私が言いたいのは。定数だけではなくて報酬だけでもなく、議会全体をどうするか。

(2)です。これちょっと大事なことなので、これだけは確認しましょう。議会が陥りやすい論点、上中下段あるんですが、資料3になります。中段の第2パラグラフです。答えの無いテーマなんですよ。昔は定数が法律で決められていました。人口規模で。それは全くなくなりました。取っ払われました。それからもともと方針は条例で定めるということになってますから、もともと、それぞれの自治体で、ポリシー、考え方

を示さなきゃいけないんですね。だから今、例えば、16人は何なんですか、今の報酬の25万8千円、これを、なぜそうなのかというと、やっぱりそれを今の段階で考えていかなきゃいけない。昔からそうだったからなみたいな話かもしれないんですけど、一応、今はどうだったのか、それから何故そうなっているかというのを、ちょっと歴史を追ったほうがいいですね。

それから2番目です。これ気持ちは分かるんだけど、というんですが、議員定数を半分にして報酬を倍にする、例えばですよ。そうすれば若い人も議員になれる。私の尊敬する議員の方もよく言うんですよ。結構若い人が出れなくなっちゃってるから報酬をもっと上げようよ、と。こうした声が広がってるんだけど、気持ちはわかるんだけど、おそらく、議員の人達からすると議会費を一定にしてるからこういう発想になるんですよ。そもそも何っていう議論に答えてないんですね、これだと。気持ちは分かる。ただ、現実的には、こういうようなことっていうのはありうるかもしれないんだけど、結果的にはですよ。でもそれはそれぞれでポリシーを示していかなきゃいけない。

3番目、一番大事なところですが、先ほど言いました、行政改革の論理と全く異なるのが議会改革の論理ですよ。最近では少なくなったんですが、削減から始めました、愕然とする。行政改革というのは削減を優先させる、効率性なんですね。それに対して議会改革は地域民主主義の実現、住民福祉の向上にどのように議会が取り組んでいけるかどうか、これがポイントなんですね。ここから出発しなければいけない。議員報酬、定数を考える場合も、住民自治を充実させるための条件として議論しなければならないということです。ここがポイントです。

それで4番目、現在の議員のためだけではなくて、多くの人が将来、立候補し、議員活動がしやすい、先ほどお話をしましたけども、なり手不足との関係もありますけども、持続的民主主義を作り出すんですよ。今いる議員の人達が動きやすいだけじゃないんですよ。将来、議員になる人が、なりやすいこと、そして動きやすいことを考えていかなきゃいけない。持続的な民主主義ですね。

それから、増加できない、あるいは削減の場合は住民による支援が不可欠だと。もう下げちゃった。下げちゃってこれ以上、今の段階では上げられない、定数を。そういう時には、手伝ってもらいましょうよね、という話ですよ。先ほどお話をしました長野県の飯綱、どんなことをやってるかという、合併で議員定数が15名になっちゃいました。2万無いくらい人口だと思いますけど。その中で、15名に減っちゃった。あまりにも少なすぎる。これでは政策競争できない。そこで考えたのは、議員15名が8名・8名に分かれて、そして公募で来てくれた住民、正確に言うと、公募はなかなか難しいんですよ。だから一本釣りをお願いしているというのが本当のところなんですけど、6人・6人に入ってもらって、2グループで毎年、テーマを決めて政策提言を一緒にしてるんですよ。例えば人口減少社会については、例えば若い女性が延長保育、やっぱり無料化しなきゃいけない、提言を受けて、議会はそれを提言し、そしたら予算化されましたよ。そ

れから中山間地域の活性化について議論したところがあるんですが、これはちゃんと議会として受け止めましょうよと言って、中山間地域の活性化の条例を自分達で作って、そしてその中に町長は行動計画を作ることを、そして年1回必ず議会に報告すること、という条例を作って、そういうふうには、住民も入ってもらいましょうね、ということを入れてます。ついでに言うと、今飯綱町を言いましたけど、飯綱町はやっぱりなり手不足で、やっぱり議会を知ってもらわなきゃ、そういう機会がなかなか無いんですよ。傍聴といっても、なかなか時間的な問題もあるからという。中継はしてるんでしょうけども、本当に直接議員と話す機会はない。そこで、やっぱり議会を知ってもらう必要があるということで、議会報告会みたいなのをやるんですけども、それだけではなくて、議会だよりモニター制度というのを、最初は10人くらいだったんですよ。それやっぱりね議会の支援者を増やしましょうよと言って、集落が50あるんですけど、少なくとも一人ずつ出てくださいよと言って、50人、議会だよりモニター制度ですね。で、去年からもっと支援者というか知ってもらいたいということで、議会だよりモニターの委員を50名から今度100名以上にしちゃったんですね。そうすると、議会だよりについて、と読むと、提言をすると、議会だよりのレイアウトだけじゃないんですよ。中味にも関わってくるわけです。こういうものを受けて、少し意見交換を含めて今後やっていきたいと思いますよということやってるんですね。だから提言をモニターから得ている。そしてそのことによって結果的には議員、議会を知ってもらう。そして将来的には議員にもなってもらおうという、そういうことをしかけているんですね。それから、住民と考える議員報酬、定数、これが必要なのは、住民に示すことなんですよ、ポリシーを。だから何度も繰り返しますが、私はね、アンケートを、よく取ったなと言ったら怒られますけど、議会を見えてる人が、かなり見えてる人が今回答えてくれると思うんですよ。よく分からない人というのが三分の一以上いたと思いますけど、それでもちゃんと答えてくれるわけですね。普通は、そうは言っても回収率ちょっと低いんですね。でもそんなものですよ。行政でやっても今そのくらいですよ。だからそんなものだと思うんですけども、この中で積極的に提言するだけではなくて、否定的な、見えなければ否定的なものが本来多いはずなんですけど、前やったものと比較をされるといいですね。局長、比較した。頑張ってる、伸びた、それとも同じ。

○議会事務局長（中山庄治君）

アンケートですか。アンケートは広報広聴の常任委員会の中で、見比べをして。

○江藤俊昭君

見比べをして。少し伸びた。同じくらい。頑張っているという理解は増えた。

○議会事務局長（中山庄治君）

トータルでは、同じくらい、全体を見たらですね。どうですかね、委員長。

○江藤俊昭君

後で私が見ますから、結構頑張ってるなと思うんですけど、なかなか、そもそも議会

は見えないんだよね。でも、勇気を持ってアンケートを取ったというのは凄いですね。100%回収だったら、議会見えないほうがすごく多いと思いますね。

住民と考えながら自治を進めていくという視点を是非持っていただきたいというふうに思います。さて、それを踏まえながら、報酬についてお話をしていきたいと思います。資料の4になりますが、議員報酬の中途半端さを考える、これもう5年くらい前に書いたんですが、ようやく削減、削減だけじゃなくて、増やしましょうよというのが5年くらい前ですかね、群馬県のみなかみ町、あるいは榛東村なんかで上がり始めたんですね。やっぱり大事な事かなと思ったのは、従来と違った議会を考えていくために、しっかりとした条件が必要なんですよというの広がりつつあったかなと。ただこの時はこの二つ例示をしたのは、町長側から出したと言うんですよ。町長側から、大事だよという。やっぱり住民自治を進めるために議会が住民と一緒に考えながら、報酬や定数というのは考えるのが私は筋だろうというふうに思うんですね。だから先ほど言いましたように、繰り返しますが、長野県の飯綱町とか、北海道の浦幌町、それから京都府の精華町、これ自分達がどのくらい必要かというモデルを作って提言をしているということなんですね。すごく大事な事だというふうに思います。その他、先ほど私ちょっとひとつ落としてましたけど、議会改革諮問会議というものを、議会側が作っているのは北海道の芽室町、北海道の福島町、ここは定数とか報酬とかを住民の人が提言をしているということですね。しかも、公募とかっていうんじゃないですよ。公募を私は否定をしませんけど、やっぱり議会をある程度知ってる人じゃないと、どのくらい活動してるかよく分からないところがあるんですよ。だから是非そのところは、考えて、もしくは作るんだったら考えていただきたいと思うんですけど、とにかく、そうした動きというのは出始めてきてると、今紹介をしました。そこで使っているのが、こういうことなんですよ。上段の一番左のところに、今日議員報酬を考える場合、全国に広がっている会津若松市議会モデルがまず参考になる。これは全国町村議会議長のモデルを参考にしてるんですが、全国町村議会議長会は、何十年前にやって町村長の30%が一般議員の報酬ですよってやったんだよね。そうですね。何十年前か前にね。

○議会事務局長（中山庄治君）

昭和53年くらいです。

○江藤俊昭君

で、そういうのも参考にして、自分達でやってみようというのが会津若松モデルだし、本当のことを言うと会津若松モデルはいい加減な方法、ちょっと私も関わってるから、あまり大きな声で言えないけど全議員とってないんですよ。議会改革検討委員会かな。そのメンバーだけでしたんですね。あまり大きな声で言えない。葉山は全議員で2年間やったんですよ。データとして出してるのは1年間なんですけど、2年間にわたってやってるんですけどね。本当のことを言うと葉山モデルってやったほうが良いかもしれないけど、一応会津若松が基本的に考え方を。ここで、議員報酬を考える場合に、いく

つかの方式があるんですね。一つは、原価方式。原価というのは、いくらかかりましたか、じゃなくて、この場合、報酬と繋げていくんですよ。どのくらい時間かけてるんですかねという話です。どのくらい議員活動としてやってるんですかね、というのが、原価方式という、ちょっとこれ後から説明します。それからもう一つは、比較方式。類似団体、それから例えば町村、町村の平均どれくらいですかということとか、人口規模だったらどのくらいですか、あるいは一般会計のどのくらいですか、みたいな基準を決めながら、じゃあどのくらいの定数とか報酬とか条件があるかどうかというのを比較するという。でもこれ根拠は無いんですよ。参考になるんだけど。根拠無いんですね。おそらく町村の平均からするとここは高いんですよ。若干高いんですよ。でも、人口規模の平均でいくと低いんですよ。感覚的に低いです。そういうことを参考にしながら、議会としてどう取り組んでいくかと。比較としては参考資料としてなりますけど、根拠にはならない。もう一つ私がやりたいのは収益方式なんです。簡単に言うと、ここに書いてあります、成果重視、議会が頑張ったことで、住民の福祉の向上にどれだけ繋がりましたかね、という。これを数値化する、そして住民に行政改革でいくら削減できましたよとかね。あるいはその住民が本当に幸せになりましたね、満足が増えましたねということ、そして議会報酬、議員報酬と連動させるっていう、なかなか良いよねと思うんですが、申し訳ないんですが全て数値化できないんですよ。原価方式も難しいんだけど。叩き台としてこの中で成果方式はすごく良いんだけど、現行では数値化できません。これも参考にはしたいんですね。参考にはしたいんだけど数値化できない。だから議論できる基準にしていくのは、一応まずは原価方式じゃないですかね。おそらく特別委員会で議論されているものは、もうすでにそこを議論してると思います。私が見せていただいた中で、今日お持ちじゃないと思うんですが、第3回の調査特別委員会の、議事録なんですか、資料読ましていただくと、議員報酬の公式ですね。試算の方法についてということで、いくつかあげてある。もうすでに載っています。これ全員の方がお持ちでないで、これを参考にしませんけれども、基本的にはその考え方になっています。一応、全国町村議会議長会、ちょっと言っているのか悩みますけど、今後これについてはバージョンを上げていこうというふうに考えているようです。ただ、そうは言っても仮に全国町村議会議長会が新しいモデル作ったとしても、それぞれの議会はどうかって必ず聞かれると思うんですね。そのために皆さんの議会はどのくらい活動してるんですか、議員としてっていうことが必ず降りかかってくるんですね。繰り返しますが、科学的な根拠じゃない、科学的根拠でそれが報酬に直結するわけではないんです。今こういうふうな活動してることを住民に示しながら、そうやるからには少なくともこのくらい必要なんですよっていうことを住民に説明することなんですね。さらにバージョンを上げていくための理想形として、これを使ってもいい、さらにバージョンを上げていくために時間が増える場合だってあるわけですよ。議論する素材、要するにこれくらい時間をかけるなら、今のところ昼間やらざるを得ないんですね。昼間やら

ざるをえないとなかなかサラリーマンなれないです。こういうことを考えると、ある程度の報酬が必要になってくる。

横道に逸れますけど、じゃあ夜間やれよと、休日・夜間やれよという議論もなくはないんです。私はですね、議会だけだったらできないことはないなと思っています。本会議と委員会、できないことはないと思うんですが。サラリーマンが、それだけ4年間やるって死んじゃいますよ。それについても報酬をボランティアというか、低くすることが一般的に言われますけど、それなりの人を出すということであれば、競争力を増すために報酬を倍にしろという意見だって成り立つわけですよ。ただ夜間議会が、報酬が安くなるわけでも全くないし、繰り返しますが、会議だけだったら夜間も可能性もあるかもしれない。視察だとか調査だとか、議案の精読だとか、こういうものを夜間だけで4年間真剣にずっとそれだけでできるんですか。議会力をダウンさせることことに繋がる可能性、今の段階であるわけですね。アメリカで夜間やってるよと言ったって、アメリカの市町村議会、市町村というのは小さいんですよ、規模が。やってる仕事っていうのは、都市計画と上下水道と図書館、皆さんは福祉からなんでもやってるわけですよ。活動量がまったく違うんですね。そういうことを監視や政策提言をするということであると、私は本当に夜間議会っていうのを今の日本で出来るのかっていうのを責任もって言えよねっていうことを言ってます。

話を元に戻しますが、原価方式、私はベターだと思っています。ただ結果もあるんですよ。なぜこの議員は1年間のうちに150日活動してるのに、なぜこの議員が100日以下にもかかわらず同じ報酬なのって、じゃ時間給にすればみたいな話になるわけですよ。日当制にして。これね、なかなか判定できないんだ。だから同じ水準で活動してもらおうようにしましょうよねっていう、毎回タイムカード押すわけじゃないんですよ。チェックするわけではない。住民代表としていろんな活動あるから、便宜上出してるだけの話なんですよ。これを基本にして、住民もちゃんと議員をチェックしていきましょうという、素材としての議員報酬の決め方として、原価方式を使ってるという、科学的な根拠ではありません。まずは議論する素材なんですよ。それでその時に是非、活動時間だけかと、この活動時間というのは、ぼーとしてても活動してんだらうという人もいますよ。だから、先ほど言った成果、議会としてこういう活動をしてるよっていうのを議会として示すこと、成果指標を一緒に出すことなんですよ。住民に語る時には。

私たちは、議会改革をやりながら議会基本条例を早い時期に作りましたとか、情報の公開とかでは全国では高い水準なんです。そして議会報告会をやりながら、それを決算や政策提言に活かしてます、こういうことを自己評価でもいいから住民に示すことだと思うんですね。繰り返しになりますが、私はその議論する素材として原価方式というのがベターだと言ってますが、これだけはいけないんです。まず示すこと、素材として、どんな活動をやってるか、成果の議論も一緒になってやらないと、時間だけかという話になっちゃうと思うんですね。会津若松の場合は、一応、原価方式と言ってますけども、

自分たちはこんな、これだけの日数頑張ってる、こういう活動をしてるというふうに、一緒に説明してるんですね。原価方式だけがひとり歩きしちゃってるんですが、成果についても、自己評価でもいいからやってる。

ちょっと横道に逸れます。本当のことを言うと成果っていうものについては科学的な根拠が無いんですが、たとえば長与町が選挙後に目標を決めるんですよ。目標、議会改革の目標はある程度、議会基本条例に則してやればいいんですが、住民の福祉の向上で、例えば今、行政が動かない条例を、これとこれだけは作っていきましょうと、あるいは行政が、恐らくですね、曖昧にしているような政策については、議会として、ここここだけは中心にして議論しましょうという目標を1年ごとでも良いです、4年ごとってのが大事だと思うんですが、1年ごと2年ごとでも良いですが、目標を決めてそれに当たって、それは目に見える成果なんですよ。目に見える成果。こういうふうな目標を決めながらやる。でも決められないようなものもあるんです。例えば予算審議で、あるいは決算認定で真剣に議論したって、それは本当に議会が行ったどうか科学的に証明できない。でも、自分たちが関わったからこういうふうになりましたよという自己評価はできるんですよ。それを示すことだと思うんですね。

さて、それでは定数について、次、資料5にありますけれども、これもちょっと誤解があって、私の名前は出さなくても一人歩きしてるのは嬉しいんですが、一常任委員会当たり少なくとも7~8人は必要ですよというのが私の基本的な考え方なんですね。これを出したときは、いわゆる通説と全く違うんですよ。全く違うことをしたんです。人口によって定数は決まっていく、住民代表なんだからっていうのが通説なんです。私はそれを変更させたのは、議会っていうのは議論できることがメインなんだと。そして、もう一つは住民の声っていうのは、議員数だけではなくて、住民参加、議会に住民を呼びこめば、多様性として、それが入り込む余地はある。だから私は住民代表機関、人口規模によってだけではなくて、むしろ討議というのを中心にして出すわけです。そして、議会というのは本会議主義じゃなくて委員会主義をとっているんで、委員会を考えた時に少なくとも7~8人は必要なんじゃないですかと。根拠は無いんです。根拠が無いのはどういうことかというと、私が当時、イマジン出版から出してる自治を担う議会改革議会改革では5~6人から10人て書いてあるんですよ。それを、その後の本の中には、ちゃんと買ってきて下さってる地方議会改革の時には、少なくとも7~8人と書いてあるんですね。この、少なくともっていうのに注意していただきたいんですが、みんな7~8人が一人歩きしているんですけど、その頃、本当に頑張ってる、議員間討議をやっているところというのは長野県の飯田、会津若松、会津の場合は、一常任委員会7人、8人でした。飯田の場合は8人だったかな、だからそのような議論ができるっていうのを見ると、これ以上減らせないというんですよ。経験則。委員長を1人して、あまりにも人数が減ると少数意見が通らなくなる。だからそういうことで7~8人以上じゃないと。なんで少なくともって入れたかということ、ある程度専門性が必要なのと同時に、例えば、

さっき言った人口規模じゃないよと言っても、ある程度、その地区から1人ぐらいは、例えば過疎地域で議員がいなくなっちゃうよ、というのを出来るだけ防ぐという意味でそれを念頭に置きながら、少し拡大してもいいよっていうようなことを念頭に置いて、少なくとも入れてるんですね。これも根拠があるわけではないんです。それから、ただ科学的な根拠というと、今流行り、こちらもやられるのかな、ワールドカフェってやりますよね。あれは自由に話せるために、これは5、6人以下じゃなきゃだめなんですって。勝手なことを喋るには。議員が勝手なこと言っても困るんですね。いろんなことを考えてって、そうすると5、6人じゃだめだよって、だから私は少なくとも、これも便宜的なもの、科学的な検証があるわけじゃありません。私の尊敬する中央大学名誉教授の今村都南雄というのは、冗談ぽく、セブンイレブンだと言ってるんですね。一常任委員会あたりね。だからそこくらいのところが議論できるんだと。人数を少なくしちゃうと、少数の声がなかなか上がってこないんだというのが彼の見解です。なるほどなというふうに私も思いましたが、ぜひそういうことを中心にして考えていただければというふうに思います。

それで、私は本当言うと、皆さんとは違うんですけど、従来は、同数で議長が最後、表決に加わるというのがあるでしょ。通常は同数の場合は現状維持とみなすというのが一般的な解釈なんですけど、政治的な議論の時には、減多に無いと思うんですけど、議長だって選ばれた人なんですね。だからそういう意味で、私は奇数説というのをとってるわけですよ。だから、今度考えるときには17名というのも含めて考えていただくと。17名、15名というのはあるかもしれませんが、考えていただければというふうに思います。

それから、時間の関係であと一点になりますが、政務活動費。政務活動費は資料ではなくて、こちらは無いという。これ誰に聞けばいいんですかね。議長に聞くよりは、局長、これ何で無いの。局長だってこっちに来て2年か3年でしょ。もっと、4年。何で4年間動かしてないの。局長を批判してるわけじゃないですよ。普通、常識的に言えば、地方分権改革ですよ。17年前。そしたらその時に法律が出来てるわけです。改正されたわけですよ。当時の政務活動費じゃなく政務調査費。これ何のために出すかという条例に基づきますけども、しっかりと調査研究をするというんですよ。執行機関と政策競争すると言ってるんですよ。そのために、条例に基づいてしっかりと出すことができると書いてあるんですけど、なぜ議論しなかったのかなと。

これは、ここだけの問題じゃないですよ。私が腹立ってるのは、町村議会全体についても腹立ってるのはたった2割ですよ、条例持ってるのは。しかも、9,500円なんですよ、平均。私の本を何冊か買ったなら終わっちゃいますよ。例えば視察だって、もちろん委員会での視察費というのは出てるかもしれないんですけど、個別に、いろんなところを勉強するというのあり得る話だと思うんですが、あれ名称が悪いんです、名称。今変わったのは何ていう名称でしたっけ、富山で問題になってるのは。政活費だよ。

政活費、悪いよね。そのものですよ。何で、政務活動費を不正に取得したのか、私は酒飲むの好きでしたからって、それは生活費だろとか思うよね、正にね。ここで議論したいのは政務活動費の話ですよ。そしてそれをしっかりと政務活動費じゃなくて、政務調査費で良いわけですよ。何の問題も無いですよ、政務調査費。全国初めてですよ、政務調査費条例を今持っているというのは。皆政務活動費に変えてるんだもの。だから、ここはしっかりと調査研究をするために曖昧なところは使わない、本当言うと、政務調査費でも広げることできるんですけど、ちょっと今日はそういう話じゃないんで言いませんが、政務活動費、政務調査費についての議論、どうしてしないのかなというの気になるところですよ。政務調査費、政務活動費がゼロですよって、これを言う時は恥ずかしく言った方がいい。恥ずかしいんですよ。胸を張って言う話じゃないんです。そのとき注意していただきたいのは、本当に生活費にしちゃいけないですよ。勝手に使っちゃね。マスコミ報道で言ってるのは、公開しなさいよとか、事後精算ですよって。これはこれで、私は大事だと思うんですよ。最も大事なことは行政改革のところで活動資料ってあるでしょう。どういう本を買いましたとか、どこどこに視察に行きましたとか、何しましたとか。これはこれで大事なんだけど、領収書でね。私なんかからすると、住民の感覚からするとそうだと思うんですけど、だから何なんですよ。だから何って。自己評価でもいいから、たとえばこういう系統の本を買ったのは、全部読まないですよ、本当のこと言うと。私なんか研究費で買った本、積んでありますよ。その目次を見る、ちょっと調べる、何でこの本買ったか、それは、こういう環境問題に私に関心があって、現状こうなって、そして一般質問でこういうふうな発言をして、そして成果を上げましたよと、そういうような説明を、自己評価でもすべき話だとも思うんですね。だから活動評価だけではなくて、成果資料というんですかね。自己評価でもそれを出すこと。それが政務調査費を出す条件だと思うんですね。

マスコミがよく言うように、朝日新聞が好きなんです。情報を公開してネットで1円からの領収書を全部公開するって、それはそれで大事かもしれないんだけど、ポイントはそこじゃないっていつも言っているんですけどね。そういうことにはなりますが、私が言わんとするのは政務活動費だけ、報酬だけではなくて、是非、政務活動費の議論も含めて考えていただければなというふうに思っています。裏の所に行きますが、住民と共に、ある程度皆さんはそういう観点持たれているので、今後ある程度方向が決まったら住民と議論してください。それから、時間給ではありません。時間給ではない、こういう議会を作るんだという、全体で作るんだということです。今の現状で、議員に差をつけるというのはなかなか難しいということなんですよ。補足として、是非、報酬だけの議論ではなくて、議会事務局、議会図書室、政務活動費、委員会の視察等々というのは全体的に条件というのは考えといて頂ければと思います。今後、報酬等審議会が立ち上がる可能性がありますけれども、知らない人が報酬等審議会の委員になるんですよ。議会なんか傍聴したこともない。ここじゃ分かんないですよ。例えば、会津若松では、

この間、私も行った時に議論をしている時に報酬等審議会のメンバーに来てもらって、見てましたよ。そしたら、「え、ここまで会津若松の議会というのはすごいのか」っていうのをね、その報酬等審議会のメンバーが後から言っていたと言うんです。だって、私たち政策本部の関係の委員会で、会津若松で言って最高水準の議論しているんです。その母体になっているのは、会津若松のモデルなんですよ。議会の現状をそういう人たちにも知ってもらってことです。議会の審議委員に議会を知っている人に是非なってもらいたい。長野県の飯綱は報酬等審議会のメンバー何人だったかな。かなり、議会モニターの人がいたりね、10月に行った、議会が主催した定数・報酬を考える会に来ている人たち。こういう人たちが報酬等審議会のメンバーに入っている。全く知らない人ばかりが通常委員になるんです。名士か何か分かんないですけど。そういう人たちでも議会を知っているって人たちがなるようにという事が大事かなと思います。

それではもう本当に最後に、今、地方政治負の連鎖からっていうのは止めます。それで、新たな議会を考えるって、私ちょっといただいたのは、報酬をめぐる最近の動向について少しお話をしますが、①日当制。一日3万円出すよ。これは議会を本会議とか委員会だけにしているんです。それ以外の活動についてはお金を払わないんですね。でも、是非考えていただきたいのは、議員というのはそれだけの活動をしているわけではないんですね。北海道の栗山なんか言ってましたけれど、「私たちがこれと同じ水準でやったら、今の報酬、年間報酬額は増えちゃうよ、1日3万円なら。日当制にしちゃうか」って、前、議会基本条例を作られた議長が笑って言ってましたけど。2番目、成果によって議員に差をつけようっていうのは、熊本県五木村です、今止めました。これは何かって言うと、私がカチンってきたのは普通、評価は、質問が良いとか、悪いとかを含めてですよ、議員が活発に活動しているって言うのは、政治ですよ、政治を誰が評価するの。そんな評価できるのかって。選挙ですよ、やっぱり。選挙しか無いんです。それで、「決めている審議会委員の人はどんな人」って言ったら、「教えません」と言うんですよ。「じゃあ、どこでやってるの」って聞いたら、「役場じゃなくて、他の所でやってます」って言うんですね。「分かったと圧力がかかるから」って言うんですよ。そんなもんで決まるわけないでしょって。それで五木村は今、無くなりました。それから、活動によって差別化しようって、長野県の飯綱が審議会が開かれますけども政務活動費で差をつけようと言うんですね。これ、理由づけにもならないんですよ。私、今日メールを出してきたんですが、根拠としては弱いよと。議員報酬を平均まで上げていく、これはこれで分かる。それだけやってるんだから。でも、頑張っている議員、頑張っていない議員の差をつけたらって。それを政務活動費でやるって言うんです。根拠が弱いよねって。私が言ったようなみんな頑張るっていうところで政務活動費を出すっていうのが原則でしょう。どういうふうに使われたかというのを透明性の中で、結果的にそういう場合があるかもしれないけど、それを前面に出すっていうのは弱すぎるよねというメールを出しておきました。それから、ちょっと書いてないんですが、可児市議会

に行ったのも、そろそろこれだけ頑張っている議会なんだから、条件を整えていきましようよっていう議論。こういうふうな所を市議会も議論するようになってきているということです。一応、私の方からはこのくらいにします。ありがとうございました。

○委員長（山口憲一郎委員）

どうもありがとうございました。講演が終わりましたので質問を受けたいと思います。質問のあられる方はどうぞ質問をしていただきたいと思います。質問ありますか。

すみません、一応議員の方から受け付けして、あとでまた質問をお願いいたします。議員の方で質問がありましたら。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

貴重な講演をいただきましてありがとうございます。現在、長崎県には21市町ございます。一般的によく聞くわけですが、また現実的にも、長崎市の場合、見たとおり現実もそうでございますけれども、議員の報酬が市が高く町村が低いと。これはもう全国的な流れ、現状なのかなという、こういう理解をせざるを得ないわけですが、私の考え方としては地方自治法上からいけば市も町も変わらないわけですから、人口規模は当然変わってきますが今は自治法上は5万以上が市になりうる要件の1つであるわけですから、5万にならなければ市にはならないという、そういう違いはあるわけですが、かといって町村の議員が報酬は安くて市が高いということはどこにも書いていない、いうふうに私は理解をいたしておりますけれども単純に先生のお考えをいただければと思います。

○江藤俊昭君

私の方もそう思うんですね。そのとおりだと思いますが、實際上、歴史的な経過があって、ご存知のように。それを言うんだったらなんで都道府県があんな高いんだって。ご存知のように町村の平均が20万、21万ですかね。そして市が40万、都道府県が80万、月額報酬額ですけども。当たり前のように、特に識者というふうに言われている人達から町村議員は兼職でもいいからというような話なんです、今言われたように本来は地方自治の原則からすると町村が市の議員の半分だなんて、全く根拠がないわけですね。そこのところを考えると、今皆さんがやられているところはこういう方向で、ぜひそういうのを取っ払いながら、自分たちの役割はどうなのか、それを作動させるためにはどのくらいの報酬が必要かっていう問題提起になるんじゃないかなと思います。是非がんばっていただきたいなと思います。ただ、おそらくそういう議論をするときに、今の市っていうのは大都市のところと農村、人口だけが多いっていう、通常は町村と呼ぶような、あるいは過疎地域と呼ぶようなところも市になっているから、一応その何とも言えないところがあるんですけど、一般的には町村の議員っていうのは、兼職っていうんですかね、これが可能なんだって、市の場合はある程度サラリーマン的になって専門職化するということでおそらく上げてたというのが歴史的経過だと思うん

ですけども、もう一度そういうものを踏まえながら、何度も繰り返しますが、こちらのモデルを、長与というのはそうじゃないんだ、やる仕事によって変わってくるんだというように提起をしていただきたいというふうに思ってます。

○委員長（山口憲一郎委員）

他にございませんでしょうか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私も1点お伺いしたいのは、今回議会アンケートを行った際に、報酬の設問の中で住民の方の記述が、議員というのはボランティアなので報酬のことをそういうふうを考えること自体がおかしいとか、そういうふうな考え方を持っておられる住民の方もいらっしゃったんです。でも御船町が2年前ぐらいに報酬を上げるという議論をされて、実際に御船町は上げられておりますけれども、先ほど政務活動費を生活費として考えるのはおかしい、これは当然のことだと思っておりますけれども、これを議員報酬として全体的に考えた場合にやはり、若い方が立候補しやすいように生活給的な観点というのも必要ではないかということを検討の一つとして御船町では行ったんですけど、その点に関して先生はどのような見解をお持ちでしょうか。

○江藤俊昭君

おそらく私も関わっていると思うんだよね御船は。生活給的なものと言われたんだよね。生活給的なもの。自治体によって違うと思うんだ。大都市化されているような、こういう自治体の場合は、ある程度生活給的なものが必要になってきている。もちろん生活給ではないですよ。議員報酬って言う名称ですから。ご存知のように。ただ、地方というか過疎地域のところに行くと皆その1つの仕事だけで食べていくってなかなか難しくって。半農半Xとかいうふうになってきて、だから議員のところもある程度、半分議員で半分他の職業、半分Xといういろいろなパターンがあり得ると思うんですよ。だから今、お話の中で生活給的なものっていうのは、ここのある程度若い人達が出られるために必要なんですけど。ただ、どこまで行ったら生活給的なものになるか、例えばそこだって本当言うと限界があるわけです。例えば25で出るならば25万円だってまあいいかなと思うんだけど、例えば子育てをやらないといけないといった時にそれで生活ができるかって言うと、やっぱり倍とは言わないけれどある程度もらっていかないといけない。今は手当を出せないんですよ。期末手当ぐらいしか出せない。そういうことを考えていったときに生活給的なものとやったときにも、年齢によっても違うし限界があるんですね。だから便宜上今の段階ではあまりにも少ない額では無理でしょうっていうところの議論だと思う。だからそういう意味で生活給的なものっていうのも生活給ではないし、年齢によっても違うし、限界がある。そこの中での議論です。それであると、ボランティアですかねって言うのは、ボランティアってのは無報酬って意味でしょ、無報酬。そうすると、すごく素敵な言葉なんですよ。議員はボランティアでや

って、お金のことは考えないで正義を追及する人達だって。素敵なんだけど、言っている人と現実とは逆転するんです。要するに、そうやって昼間やらざるを得なかったら、私夜でもずっとやる気がしないんです4年間。大変ですもん。昼間やらざるを得ないとすればどういう人がなれるかって言うとお金持ちしかなれないですよ。それから年金もらっている人しかなれないんです。普通の人になれるようにするためには昼間やらざるを得なければ、ある程度の報酬っていうのは必要になるでしょということですよ。仮に今お金をもらっていない人がいるとすれば、お金のない人が議員になるとすれば、議員バッチを付けたら、それからそれによってお金がもうかると考えてる人です。ボランティアって言うのはすごく美しい言葉なんだけど、現実とは逆ですね。ぜひそういう方にはそういうふうにお答えいただければと思います。現実的には夜間議会も、さっき言ったように、事務量がこれだけ大きくなって、ボランティアって言うてる人ほど、議員はもっと監視能力を高めるとか、政策提言を高めるとかって言うてるんですけど、夜間だけでできますかっていうことも含めて、考えていただければと思いますね。

○委員長（山口憲一郎委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

レジュメの裏の大きな3の（5）で、飯綱町の議会のことが説明されました。それで、特別職報酬等審議会に議会を知ってる人を入れるということで説明がありましたけれど、この審議会に議会推薦枠みたいのがあるんですか。ない。そこをちょっと、じゃあ。議会を知ってる人を選ぶっていうのが、審議会って言うのは行政側が選ぶわけですね。審議委員というのはですね。ここが、行政もそれを見越して、そういう人たちに声をかけるっていうふうなのか、例えば議会の方がこういう人を選んだらどうかというふうな、そういう形で働きかけるのか。そうすると先ほどちょっと言った、議会が勝手に報酬を引き上げるとなるとお手盛りじゃないと言われる。議会が選んだ人がそこに入ると、また同じような、そういう批判もあるんじゃないかなと。ちょっとそこらへんを説明していただければ。

○江藤俊昭君

議会側が推薦した人だけだったらやっぱりお手盛りになる可能性もなくはないですね。でも知らない人よりはいいでしょという感覚もありますけど、この報酬特別委員会が立ち上がったときは議員報酬の議論だけで進もうとしてたんですが、結果的には町長の給与とか含めて答申は出るようです。これ何でそういう人が出たかどうかって言うのは、議会側からの枠はありません。議会枠はない。それから議会が公式な場で提案してません。でも一応町長の諮問機関、審議会ですから、町長の委嘱になるわけですね。町長のスタンスだっていうふうに公式にはなるわけですけど、現実的には議会は頑張っているんだよということを、制度というのではないので、しゃべっても何の意味もない話をしますが、総務課長が、その前が議会事務局長だったんです。だから議会のことをしっか

り知ってるんですね。だからその総務課長が所管なんですよ。だから、しっかりとした人に審議委員になってもらって、議論しましょうよというスタンスがあったんで、特別な理由があったと思います。でもこちらでやるとすれば、町長にね、ここで議論したことについて提案するため特別委員会の報告書です、これを議長を通して報告するとともに、審議会関連については、個別には出すのはまずいと思いますけどしっかり議会の議論ができる人を望むということについては出してもらってかまわないと思います。

○委員（河野龍二委員）

わかりました。

○委員長（山口憲一郎委員）

時間の都合もごさいますので、あと一方。ありませんか。

はい。それでは、しばらく休憩をさせていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（山口憲一郎委員）

それでは休憩を解いて委員会に戻したいと思います。意見も出尽くしましたので、ここで私から先生にお礼の挨拶をさせていただきます。本日は長時間にわたりまして貴重な話をさせていただきます、本当にありがとうございました。いろいろ話の中で住民自治を充実させなければならない。またいろいろな決め事にしても、ちゃんとした根拠がなければいけないというようにいろいろ話を聞かせていただきました。これから私達特別委員会についてもあと何回するか分かりませんが、今日の先生の話を活用しながら推し進めて参りたいと思います。先生におかれましては今後健康には留意をしていただきまして、また活躍をしていただきたいと思います。簡単ではございますけれども御礼の挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

それでは11時40分まで休憩をいたします。

（休憩 11時31分～11時40分）

○委員長（山口憲一郎委員）

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次、その他について、皆さんの方に依頼文の案をお配りいたしました。副委員長の方から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員（喜々津英世委員）

それでは手短にお願いを申し上げたいと思います。まずこの議員報酬に関する調査についてということで、案が抜けておまして、申し訳ありませんけれども、調査をしたい。これは議員定数の問題でも同じ手法で議員定数に関する議員個々の考え方をまとめていただいて提出をしていただきました。その前例に倣いまして、調査を実施をしたいということで、ここに平成28年云々とありますけれども、今まで第1回から4回までやってきたこと等について、ここに書いております。その下に中ほどから議会基本条例第3条これは議会の活動原則ですけれども、第3条では町民に開かれた議会の実現のため、

公平性透明性及び信頼性を重視し、積極的な議会情報の公開により説明責任を果たすことと定めています。このことから、委員会の運営にあたっては議会ホームページでの委員会開催及び傍聴のPR、それから住民からの参考人聴取、本日の専門的知見の活用、そして大学教授の講演会を開催をしました。また、議会広報広聴常任委員会でも議会に対する町民の意識調査を実施し、合わせて、明日開催する議会報告会でも、議員報酬問題は全ての班ではなかったんですが、2班でしたか、テーマとして設けられております。そこでも意見交換ができるものと考えています。これまでの調査等を踏まえて、議員報酬問題をどうとらえているのかについて下記及び別紙により調査を行いますので、御協力をお願いしますということでもまとめております。調査の内容は、別紙1枚物があるかと思えます。こちらを見ていただきたいのですが、議員報酬改定についての考え方、次のいずれかに丸を付してくださいということで、現状維持、それから2番目が引き上げるべき、3番目が引き下げるべき、これを選択していただいて、その理由について以下に書いていただくという内容でございます。提出期限を2月の8日にお願いをしたいと。提出の方法はメール、ファックス、持参などにより議会事務局まで提出をしていただく。そういう考えでおります。これについて、皆さん方のご賛同をいただきたいということをお願いいたします。以上でございます。

○委員長（山口憲一郎委員）

ただいま説明をしていただきましたけど、この件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この調査ですけれども、まずどなたに提出をするかということと、あとこの集めた結果についての取り扱い、要はどうされるのか。非公表でされるのか。そこらへんを教えてください。

○委員長（山口憲一郎委員）

それでは副委員長からお答えいたします。

○委員（喜々津英世委員）

申し訳ありません。これは基本的には議会報酬に関する特別委員会ですので、山口委員長宛に提出をしていただきたいと。それと公表については、基本的には考え方をお尋ねをする調査票ですので、基本的に会議に出した資料は公表するというふうを考えております。これは皆さん方の御意見を聞いて決定をするということになりますから、考え方としてはそういうことしております。

○委員長（山口憲一郎委員）

よろしいですか。他に。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

下の参考のところに月額報酬と費用弁償と書いてございますが、これは参考まで出しているんで全部についてコメントするっていうことですか。それとも報酬のみにコメントするっていうことですか。そこをお願いいたします。

○委員長（山口憲一郎委員）

副委員長。

○委員（喜々津英世委員）

当初この特別委員会では費用弁償の問題も協議の対象になるということでしたので考えておりましたけれども、前回の調査で、県下の状況もそれぞれマル、バツでお示しをしておりましたけれども、次回の委員会ではその具体的な数字等も出す予定でありますけれども、まだそういったものがしてない中で費用弁償をどう考えますかと言っても無理があるというふうなことで、今回は議員報酬問題についてのみの調査ということですが、ただ、参考としてここに挙げておりますけれども、そういった理由がありましたので、これをそのままあげておく。提出は議員報酬に関することだけと御理解いただきたいと思えます。

○委員長（山口憲一郎委員）

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。ないようですので、この件につきましては原案のとおり各自提出いただくよう、よろしく願いをいたします。異議なしでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

○委員（河野龍二委員）

委員長。

○委員長（山口憲一郎委員）

はい。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先ほど、副委員長からは、この取り扱いについては、みんなで確認してという話だったんで、そこが確認できてないと思うんですね。私は公表をすべきだというふうに思っています。皆さんの意見を聞いてという話だったんで。公表すべきだというふうに思っていますので、そこらへんの確認を再度お願いしたいと思えます。

○委員長（山口憲一郎委員）

はい、今意見がございましたけれども、確認をしていくということでよろしいでしょうか。公表するというので、皆さんご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ではそのように決定をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。次回の件でございますけれども、2月8日までこの提出をしていただくとなっておりますので、これをまとめる時間も必要となりますので、まだ、今日はちょっと日程的

に決定をすることができませんので、こっちで検討して、改めて皆さんにお知らせをするということで皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

すいません。はい、ファックスとかメールとかって話が出たと思うんですけど、もしメールの場合は皆さんにこれ、データで送ってくれるのか、その確認だけ。

○委員長（山口憲一郎委員）

事務局。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

たった今これがやるということが決まりましたので、うちの方からメールでこの様式のデータについては、今から送ります。

○委員（西岡克之委員）

はい、わかりました。

○委員長（山口憲一郎委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

公表については3月議会で公表されるのか、議会だよりにされるのか、そのあたりはまだ決定はないのか。

○委員長（山口憲一郎委員）

まだ今からの話し合いにしたいと思っています。まだそのへんは私の口からまだ申し上げることはできません。他にございませんでしょうか。

なければ、本日の議員報酬委員会を閉会をいたします。皆さん、ありがとうございました。お疲れ様でございました。

(閉会 11時50分)

委員長